

# フランスの中絶解放運動における 三つのマニフェスト

— 紹介と考察 —

相澤伸依

In France, abortion was made illegal in 1810 and remained so even after World War II. The movement for the legalization of abortion, which picked up steam in the early 1970s, culminated in a legal change in January 1975. In this article, we will examine three manifests which greatly impacted French society and were important for the movement. We will also see the two main reasons which justified the legalization of abortion: avoiding illegal abortions and giving women reproductive rights.

## はじめに

第二次世界大戦終了後も避妊と中絶が禁止され続けたフランスでは、生殖の権利をめぐる様々な社会運動が展開された。避妊解放を求める運動が身を結び、1967年に避妊を合法化する「ヌヴィルト法」が成立した後<sup>1)</sup>、1970年前後から中絶解放を求める運動が活発化する。女性たちが中心となって中絶解放運動を展開した結果、1975年1月に「ヴェイユ法」<sup>2)</sup>が成立し、理由のいかんを問わず、妊娠した女性自身の要求に応じて中絶することが可能になった<sup>3)</sup>。

本稿では、1970年代フランスの中絶解放運動の思想をたどる上で重要な三つの文書を取り上げる<sup>4)</sup>。第一は、「343人の女性たちのマニフェスト」<sup>5)</sup>、第二に、「252人の医師たちのマニフェスト」<sup>6)</sup>、最後に「330人の医師たちのマニフェスト」<sup>7)</sup>である。

運動の中で公にされた多くの文書の中から特にこの三つを紹介する理由は、いずれも *Le Nouvel Observateur* という有名週刊誌に掲載され<sup>8)</sup>、実際に多くの人々の目に触れたものだからである。とりわけ、「343人の女性たちのマニフェスト」は著名人が署名していたため、他メディアでも大きく取り上げられ、世論にインパクトを与えた。フランスの中絶解放運動について語るときに必ず参照されるこれらの文書を翻訳紹介<sup>9)</sup>し、当時の文脈を解説、考察することが本稿の目的である。

フランスの中絶解放運動における三つのマニフェスト

なお、本稿では“avortement”および“interruption de grossesse”の翻訳として「中絶」をあてる。1-2で詳しくみるように、フランスの中絶解放運動の文脈で「中絶」と言われる時、それは理由を問わないという意味で「自由」な中絶を意味する。この用語法に従えば、日本の母体保護法のように中絶の違法性を阻却する条件を付す形で法的に容認される中絶は、フランスの中絶解放運動でいうところの自由な中絶には該当しない。これは、日仏における中絶の用語法および思想の大きな相違点であるので、特に記して注意を促しておく。

## 1. 343人の女性たちのマニフェスト

### 1-1. 343人の女性たちのマニフェスト

*Le Nouvel Observateur* 1971年4月5日号に掲載され、中絶解放運動盛り上がりの端緒となったのがこの声明である<sup>10)</sup>。

#### 343人の女性たちの呼びかけ

フランスでは毎年百万人の女性たちが中絶している。

彼女たちは危険な条件で中絶している。なぜなら、中絶は犯罪であるため、ヤミで行われるからだ<sup>11)</sup>。この手術自体は、医学的管理の下で行えば極めて簡単な手術であるにもかかわらず、だ。

これら何百万人の女性たちは沈黙を強いられている。

私は、この「中絶をし沈黙を強いられる」女性たちの一人であることを宣言する。私は、中絶をしたと宣言する。

同時に、避妊手段への自由なアクセスを、そして自由な中絶を要求する。(原注1)

(訳注：署名省略)

原注1：署名者のうち、「女性解放運動 (Mouvement de Libération des Femmes, MLF)」のメンバーは、自由かつ無料の中絶を要求する。

署名者の中には、シモーヌ・ド・ボーヴォワール、マルグリット・デュラス、フランソワーズ・サガン、カトリーヌ・ドヌーヴ、ジャンヌ・モローなど著名な女性たちが含まれていた。

法律上は中絶が禁止されているものの、現実には多くのヤミ中絶が実施されていること、ヤミ中絶の結果として後遺症が残ったり亡くなる女性がいること、そして安全な中絶を受け

られるかどうか金が金次第であることは、周知の事実であった。1950年代から60年代にかけての避妊解放運動でも中絶禁止の欺瞞性とそれがもたらす悲劇<sup>12)</sup>が問題視され、運動を遂行する動機と論理になっていた<sup>13)</sup>。

しかし、ヌヴィルト法によって避妊が合法化された後も、実際は、避妊の情報や手段が普及したわけでもヤミ中絶がなくなったわけでもなかった。このような形で女性たちが中絶を違法に実施したことを雑誌上で公表することで、現実を告発し自由に中絶する権利を明示的に要求したことは、社会に大きなインパクトを与えたのだった。

## 1-2. 監視された自由にはNONを

「343人の女性たちのマニフェスト」には、MLFの活動家たちも署名していた。MLFは、その名のとおり女性の解放を目指して、1968年から1970年にかけて成立した女性だけの運動グループである<sup>14)</sup>。「343人の女性たちのマニフェスト」の原注1にあるように、MLFは自由かつ無料の中絶を要求していた。

MLFは、「343人の女性たちのマニフェスト」に続けて(同じ号の次のページ)「私たちの腹は私たちのもの(Notre ventre nous appartient)」と題した文書を寄稿した。「私たちの腹は私たちのもの」というフレーズは、女性自身が自らの身体を自由にする権利を持つことを象徴するものとして、中絶解放運動の中でしばしば使われるようになった。

ここでは「私たちの腹は私たちのもの」という文書の中から「監視された自由にはNONを」と題された部分を紹介したい。「監視された自由にはNONを」は、他に紹介する三つのマニフェストほど知られてはいないものの、中絶解放運動を支える論理を知るうえで有益な文書だからである。

### 監視された自由にはNONを

中絶をめぐる闘いは、最たる利害関係者である女性たちの頭上を通り越して、展開している。私たちは、法が自由化されるべきか否かとか、中絶を容認できるのはどのような場合かという問題、つまりは治療的中絶に関する問題に興味はない。なぜなら、私たちには関係ないからだ。

治療的中絶は、中絶する許可を得るための「よき」理由を求めるものだ。わかりやすく言えば、それは、私たちが子どもを持たないにふさわしい存在でなければならないことを意味している<sup>15)</sup>。[このような問題設定においては]子どもを持つか持たないかという決定は、今まで以上に私たちのものではなくってしまう。これでは、女性に子どもを持つよう強いることは正しいという原則は維持されたままである。

この原則に例外を設ける形で法を改正しても、原則を強化することにしかない。法の最も自由な側面においてすら、私たちの身体の使い方が規制されるのだ。私たちの身体の使い方は規制されるべきものではない。私たちは、寛容を求めているわけではない。望むように自分の身体を使う自由という、他の人間〔男性たち〕が生まれながらに持っているもののかげらを欲しているわけではないのだ。私たちは、現行法<sup>16)</sup>と同様、ペイレ法案<sup>17)</sup>や A. N. E. A. の法案<sup>18)</sup>に反対する。なぜなら、いかなる仕方にせよ、私たちの身体を管理しようとするあらゆる法に反対だからだ。私たちは、よりましな法を欲しているわけではない。現行法の完全な廃止を欲しているのだ。私たちは慈悲を要求しているのではない。正義を欲しているのだ。フランスだけでも私たち〔女性〕は、2700万人いる。家畜のように扱われる2700万人の「女性市民」である。

あらゆるファシストたち、自らをファシストだと告白し、私たちを攻撃する人々やカトリック、統合主義者、人口学者、医師、専門家、法律家、「責任ある人物」、ドゥブレ<sup>19)</sup>、ペイレ<sup>20)</sup>、ルジュヌ<sup>21)</sup>、ポンピドゥ、ショジャー<sup>22)</sup>、ローマ教皇を名乗る人々に対して、私たちはその仮面を剥がしてやったと言おう。彼らを人民の殺人者と呼ぼう。彼らとその口から「命の尊重」という猥雑な言葉を発することを禁じよう。私たちは2700万人いる。私たちは最後まで闘う。なぜなら、私たちが欲しているものは、私たちが当然得るべきもの、すなわち私たちの身体を自由に扱うこと (la libre disposition de notre corps) に他ならないからだ。

この文書では、中絶解放運動における「自由な中絶」の意味が明確に示されている。フランスでは、ヴェイユ法成立以前も、1939年に出された「フランスの家族および出生率に関する1939年7月29日のデクレ・ロワ」によって、母体救命という理由に限って中絶が認められた<sup>23)</sup>。この母体救命を理由とした中絶は、文書内にもあるように「治療的中絶 (avortement thérapeutique, interruption thérapeutique de grossesse)」と呼ばれた<sup>24)</sup>。「343人の女性たちのマニフェスト」が告発したようなヤミ中絶の問題に対処するために当初考えられたのは、ペイレ法案や A. N. E. A. の法案のように、この治療的中絶の条件を緩和することであった。

しかし、この文書の中で MLF の女性たちは、それは彼女たちが要求するものではないと喝破している。治療という名の下に例外として中絶を認めることは、結局のところ、中絶禁止の原則を擁護するものでしかないからである。彼女たちが求めるのは、例外としての中絶ではなく自由な中絶であった。それは、理由を問わないという意味において、そして女性の意志のみに基づくという点において自由なのである。

この意味での「自由な中絶」という考え方は、MLF のメンバーだけでなく1970年代の

中絶解放運動において広く共有される。そして、ヴェイユ法の成立に尽力した保健大臣シモーヌ・ヴェイユ自身も、中絶してよいか否かを判断する組織を設けることは絶対に避けるべきだと考えていた<sup>25)</sup>。

もう一点、この文書で注目すべきは、自由な中絶を要求する根拠として、「望むように自分の身体を使う自由」という考え方が用いられている点である。妊娠するのは他ならぬ女性である。女性たちにとって妊娠とは自分の身体に起こることである。「私たちの腹は私たちのもの」というフレーズに象徴されるように、女性たちは、自分の身体の中で起こっている妊娠を継続するか否かという選択は、自分の身体をどう扱うかという問題だと捉え、中絶の自由を求めた。

フランスでは、このように身体所有を根拠に妊娠中絶の権利を要求することが、中絶解放運動の中で一般化していく。

## 2. 252人の医師たちのマニフェスト

「343人の女性たちのマニフェスト」が公になってからほぼ一ヶ月後、*Le Nouvel Observateur* 1971年5月3日号に掲載されたのが、ここに訳出する「252人の医師たちのマニフェスト」である。

### 252人の医師たち：中絶は自由であるべきだ！

職業を遂行するにあたり、中絶の問題に関わる者として、私たちは医師としての自分たちの立場を表明しなければならないと考える。

医学に関する能力を備えているからといって、私たちにはこの問題に関するいかなる道徳的権威も与えられてなければ、何らかのイデオロギーの名において論争に決着をつけることが認められているわけでもない。中絶が罪 (un crime) であるか否かを決定することは、個人の自由の領域にある。

最も流通している推計によれば、フランスでは年に85万件の中絶が、安全に受けられるかどうかで経済力で決まるような条件のもとで実施されている。中絶を犯罪 (un délit) とする法制度があるにもかかわらず、である。

このことは、一般に望まれているか否かにかかわらず、現実問題として中絶が権利であることに女性たちがどれほど賛成であるかを示している。

私たちの日々の経験をふまえると、この事態を無視するわけにはいかない。

わたしが期待するのは、避妊の分野における進歩とその情報提供によって、近い将

来、中絶に頼ることが稀になっていくことだけである。

今現在のところ、有効な法制度を尊重すると、私たち医師だけが資格を持ち得る行為を、能力も責任もない人々が危険な状況でなすに任せざるを得ない。こうして私たちは、金銭に基づく差別の共犯者になり、「危険な状況にある人を見殺しにする」罪<sup>26)</sup>を犯すことになる。

ここに、私たち医師にとっての道徳的な問題がある。

それゆえ、私たちが負う医学的責任の名の下、私たちは首尾一貫しない法律に対して立ち上がる。

それゆえ、個人の自由の尊重の名の下、私たちは中絶の自由を求める。

(訳注：署名省略)

この文書では、医師たちの葛藤が率直に表明されている。中絶を違法のままにし、ヤミ中絶を放置することは、医師にとっても職業上の倫理問題だというのだ。医師たちにとってヤミ中絶の倫理問題とは、第一に健康上の危険にさらされる女性を見殺しにするという問題、第二に経済力の有無による差別に加担するという問題であり、この二つの問題を解決する策として、中絶の自由が要求されている。また、最後に個人の自由の尊重という観点からも中絶の自由が要求されている。

なお、Club du Nouvel Observateur (1971)<sup>27)</sup>には、「産婦人科医たちのマニフェスト」と題された文書も収録されている。この文書には出典がなく「配付中 (en cours de diffusion)」と記されているだけで、実際にいずれかの媒体に掲載されたのかすら不明である。とはいえ、同時代の一史料として参照するならば、これは「252人の医師たちのマニフェスト」に署名していない医師たちが、自分たちもヤミ中絶の問題関心を共有していることを記した上で、とはいえ「中絶の完全な自由」を要求することは、安易な中絶を引き起こす恐れがあり慎重であるべきだと主張する内容である。

最も身近にヤミ中絶の悲惨を認識していたであろう医療者の間でも、自由な中絶の是非をめぐって、立場は様々であった。

### 3. 330人の医師たちのマニフェスト

#### 3-1. GIS とは何か<sup>28)</sup>

先に紹介した二つのマニフェストが公表されてから一年後、1972年5月に「保健・健康情報グループ (Groupe Information Santé, GIS)」が設立された。GISは、ミシェル・フーコーが設立、活動に関わった「監獄情報グループ (Groupe Information sur les prisons,

GIP)」をモデルとし、医師やその他の医療関係者を中心に結成された団体である。

GISの設立目的はフランスの保健・健康の現状を批判することであり、机上の空論に陥ることなく日常生活の問題と結びつけて現状を批判することが目指された。

「GISが目指すのは、フランスの保健・健康システムの現状における堪え難さ(l'intolérance)を展開すること、保健・健康問題に関する情報を正したり流通させたりすること、そして医薬品を消費することと保健・健康の状況を改善することを意図的に混同し誤解を招くプロパガンダと闘うことである。

なぜなら、GISにとって保健・健康の状況を改善することは、生活(vie)のあらゆる面を改善することを意味するからである。生活のあらゆる面とは、例えば、職場、公共交通、余暇、私生活などである。そして、自由のない生活、主導権を持たない生活、充実しない生活は、切り捨てられた生活、断片化された生活を意味する。『生活の状況を改善する』ための闘いと呼ばれるものは、生(vie)のための闘いである。これは保健・健康のための闘いでもあるのだ。」(GIS(1974), p.7)

「堪え難さ」は、監獄情報グループの活動におけるキーワードであった<sup>29)</sup>。監獄情報グループが監獄に関する堪え難さを明るみに出すために当事者の声を伝える団体であったとすれば、GISは人々の日常生活の中で保健・健康に関する堪え難さを明るみに出すために当事者の声を伝えようとした<sup>30)</sup>。「330人の医師たちのマニフェスト」は、まさに保健・健康の問題に日々向き合う医療者たちが当事者として発言するものであった。

### 3-2. GISとカーマン法による中絶手術の実践

GISの主要な活動の一つとして、カーマン法(la methode Karman)による中絶手術の実践が挙げられる。

カーマン法とは、カーマン式カニューレを用いた真空吸引中絶のことである<sup>31)</sup>。1950年代からアメリカで違法中絶に関わっていた心理学者のハーヴィー・カーマンは、自らの経験をふまえて、プラスチック製のカニューレ(カーマン式カニューレ)を考案した。カーマン法は、全身麻酔ではなく局所麻酔あるいは無麻酔で実施することができ、中絶自体の安全性も向上させるものであった<sup>32)</sup>。また、簡易な医療処置であるため、医師以外の医療従事者でも実施可能であった。

カーマン法はアメリカやイギリスで普及し始め、やがてフランスにも紹介、導入されるようになる。このフランスへの導入において役割を果たしたのがGISであった。

GISがカーマン法と出会った経緯は次のようなものである<sup>33)</sup>。そもそも、カーマン法による中絶手術を最初にフランスに紹介、導入したのは、フランス南東部の街グルノーブルの

フランスの中絶解放運動における三つのマニフェスト

「中絶と避妊の自由のための委員会 (Comité pour la liberté de l'avortement et de la contraception)」である (以下、中絶の自由委員会)。このグループは、グルノーブルの医学生および医師を中心として1972年に設立された。中絶を禁止する法律の廃止を求めるとともに、同法によって中絶が禁止された状況下において、女性たちに安全な中絶を提供することを目指した。

中絶の自由委員会は、女性を具体的に助けるための試みとして、中絶に協力的な医師のリスト作りを行った。また、1972年3月からは、医学生メンバーが、大学寮の一室を中絶施設にすることを試みた。とはいえ、違法中絶に協力する医師の数には限りがあり、一方で中絶の要請は多くの女性から出され続ける。そこで事態を打開するために、メンバーが、1967年に中絶を合法化したイギリスのロンドンへ現地調査に行くことになった。

1972年6月にメンバー5人がロンドンへ赴いた。彼らは、当初、法外な請求をせずにフランス人女性を受け入れてくれる中絶クリニックをいくつか見つけられればよいという程度の見通しを持っていたに過ぎなかった。しかし、視察の過程でカーマン法中絶の現場を見学する機会を得た彼らは、カーマン法が全身麻酔なしに医療施設外でも安全に実施可能と知るに及んで衝撃を受け、これがフランスの中絶解放運動にとって革命的な手段になると確信するに至った<sup>34)</sup>。

帰国したメンバーたちは、1973年7月からヤミの状況下でカーマン法中絶を実施し始める。当初はグループの経験不足等もあり、結局掻爬手術になることもしばしばだったが、実施件数の増加とともに技術も向上していった。

1972年8月末にはカーマン自身が来仏し、パリでカーマン法についてのレクチャーを行った。このレクチャーには、医師、MLFの活動家などに加え、著名な女優、弁護士も参加したという。カーマン本人によるレクチャーは、この方法に懐疑的だった人々がカーマン法を支持するきっかけになった。中絶の自由委員会のメンバー、あるいは支援者の中には、特別な医療教育を受けたことがなくてもカーマン法を学ぶ者が現れるようになった。

中絶の自由委員会内では夏いっぱいをかけてカーマン法に習熟した。秋になると、フランス各地から問い合わせがくるようになった。10月には、パリのGISの医師たちにカーマン法のやり方を教える一週間のセミナーを開き、これらGISの医師たちがパリでカーマン法を伝え、実施していくことになった<sup>35)</sup>。

このような経緯でカーマン法と出会い、ヤミ中絶を実施していた医師たちが翌年春に公にしたのが、「330人の医師たちのマニフェスト」である。

### 3-3. 330人の医師たちのマニフェスト

*Le Nouvel Observateur* 1973年2月5日号に掲載された「330人の医師たちのマニフェスト」の署名者にはGISのメンバーが多く含まれていた。この文書の発表は、GISの活動の



一環として大きな社会的注目を集めることになった。

### 医師たちは「弾劾」する

1971年4月5日、*Le Nouvel Observateur* 誌は、「343人のマニフェスト」と呼ばれるものを掲載した。この中で女性たちは、自らが中絶したことがあると公に宣言したのである。今日ここに掲載するものは、さらに大きな「スキャンダルを巻き起こす」ものである。330人の医師たちが、中絶を実施したことがあるか今も実施している、あるいは中絶の実施を手助けしたことがあると宣言する。ここに彼らはその理由を示し、そして署名する。

ここ数ヶ月、とりわけボピニー裁判<sup>36)</sup>以来、フランスが、セクシュアリティと中絶に関して中世を生きる最後の国の一つであることに、人々は気付くことが可能になった。何十万というヤミ中絶が実施され、その深刻な結果が生じているにもかかわらず、公権力と医師評議会は、この現実を考慮しようとしなない。彼らは、現在の法制度のあらゆる見直しを期限を明示せずに先送りしている。

しかしながら、一人の女性が妊娠中絶を決断するとき、彼女は現在有効な法律と医師の個人的な信条に反してそうするのである。その女性は、経済状況次第で、海外またはフランスで完全に安全な中絶を受けられるかもしれないし、あるいは命を危険にさらして（毎年、数十人の死者が出ている）ヤミ中絶を受けなければならないかもしれない。こうして毎年、何千という女性が深刻な合併症（穿孔、出血、感染）の犠牲になっており、訴追される可能性に直面している。

これらのリスクを知っている医師たちは、明らかに彼女たちの死の責任を共有している。医師たちの多くは、この責任を自覚しており、彼らの態度は変化しつつある。医師評議会の立場は、自分に固有の道德規則を自らに課そうとする全ての医師たちの立場と一致しているわけではない。

「自由の国」であるフランスは、女性たちに自分の身体を意のままにする自由 (*la liberté de disposer de leur corps*) を認めていない。

- ・いかなる性教育も存在しない。
- ・避妊に関する法律が機能していない。
- ・カップルは、性的な平等を実現することや、いつ子ども持つかを選ぶことを可能にする情報を奪われている。
- ・家族計画協会は公益法人の資格を認められなかったため、いかなる補助金を受ける

ことも困難になっている。

各個人は自分自身の身体と健康について責任を持ち得なければならない、それゆえ各個人は医学的知識のあらゆる進歩〔の成果〕を自由に使えなければならないと私たちは考える。

私たちが欲するのは以下のことである。

- ・避妊手段が、十分な情報提供と社会保険による払い戻しを通じて、未成年を含む全ての人々の手の届くものになること。
- ・妊娠中絶が自由化されること。

妊娠中絶は完全に女性に属する決断であるので、我々は〔中絶を認めてよいか否かを判断する〕いかなる委員会を設けることも拒否する。他国の例を見れば明らかであるが、委員会を設ければ、中絶を決断する女性に正当化を迫り、罪の概念を背負わせ、ヤミ中絶を存続させることになってしまう。

すべての医療的、医学的な行為と同様、妊娠中絶の費用は社会保険から払い戻されなければならない。

女性たちが医学的にも心理的にも最もよい条件で妊娠中絶を行えるよう、中絶を危険なく簡易に行うための現代的な方法について、全ての人々が知ることができなければならない。

中絶の自由は、各人が自分自身の道徳的、宗教的な信条のみに従って、中絶を決定し実行するということを含意している。

ここに署名する医師たちは

- ・妊娠中絶を実施した、あるいは法外な金額を要求することなく自らの状況が許す範囲で中絶が実現されるよう手助けしたことを宣言する。
- ・あらゆる司法的権威、医学的権威、そして世論に対して、自らの行為について集団で応答する覚悟である。

(訳注：署名省略)

この文書は、医師たちが実際に違法の中絶を実施した経験がある、あるいは実施し続けていると告白する点において、「252人の医師たちのマニフェスト」よりも、論争を巻き起こすものになっている。そして、それだけ一層世論の注目を集めるものであった。

この文書では、ヤミ中絶の悲惨を避けるため、そして女性たちに「自分の身体を意のままにする自由」を認めそれを尊重するために、自由な中絶を要求している。さらに、その費用

を社会保険から払い戻すことも要求している。

1973年4月には、GISの中から、中絶解放運動に特化した団体「中絶と避妊の自由のための運動 (Mouvement pour la liberté de l'avortement et de la contraception, MLAC)」が生まれた。この団体は、カーマン法による中絶と国外への中絶旅行を公に実施し、政権に中絶解放を強く訴えていく<sup>37)</sup>。

## おわりに

本稿では、1970年代フランスの中絶解放運動史をたどる上で重要な三つの文書を紹介し、運動の文脈を解説、考察した。最後に、三つのマニフェストの意義を整理し、今後の課題を提示しておきたい。

1で取り上げた二つの文書は、フランス社会におけるヤミ中絶の現実を一般メディアでセンセーショナルに示し、中絶問題を公に語る契機となった。1-1で取り上げた「343人の女性たちのマニフェスト」は、女性たちが実際に違法な中絶を行ったことを告白し、当事者として中絶自由化の要求を明確に表明した。さらに、1-2で見たMLFによる「監視された自由にはNONを」では、身体所有（私たちの腹は私たちのもの）を根拠に、自分の身体を自由に扱う権利として中絶合法化を要求する論理を明確に提示した。

2で見た「252人の医師たちのマニフェスト」は、医師たちがヤミ中絶と向き合う葛藤を率直に表明し、中絶の自由を要求するものであった。その根拠として挙げられるのは、現行法を遵守する結果としてヤミ中絶を放置し女性の健康を危険にさらしてはならない、かつ経済力の有無による差別を温存するべきではないという、医師の職業上の倫理である。ここには、女性の権利としての中絶という論点は現れていない。

3で見た「330人の医師たちのマニフェスト」は、「監視された自由にはNONを」の流れをくむ文書だと言えよう。前者は後者と同じく、中絶の自由を求める根拠を、ヤミ中絶の悲惨を避けるため、そして女性たちが持つ「自分の身体を意のままにする自由」を尊重するためとしている。

これら三つの文書を読むと、中絶解放を要求するにあたって、主として二つの根拠が提示されていたことがわかる。すなわち、第一は中絶をヤミ中絶の悲惨を避けるための手段とするもの、第二は中絶を、女性の持つ、自分の身体を意のままにする権利行使の一つとするものである。一つ目の根拠については、1960年代の避妊解放運動においても、避妊によってヤミ中絶を防ぐという同様の主張が展開されていた<sup>38)</sup>。中絶合法化をヤミ中絶対策とする主張は、1960年代の避妊解放運動の延長線上にあるものと言えよう。一方、二つ目の根拠は避妊解放運動の段階では強く主張されてこなかったものである<sup>39)</sup>。そして、すでに述べたように、1970年代の中絶解放運動においては、身体所有をもとにした自分の身体を意

のままにする自由が広く主張され、この論は現在に至るまでフランスで中絶を正当化する主たる根拠となっている<sup>40)</sup>。

最後に、このような運動の展開をふまえた上で、今後の課題を一つ提示しておきたい。三つのマニフェストが求めたように、ヤミ中絶による女性の健康被害を防ぐことも、女性の身体を意のままにする権利を尊重することも重要である。しかし、同時に中絶は胎児の生まれてくる可能性を断つ行為であり、女性だけでなく胎児もその当事者であるとする見こともできよう。中絶の選択において胎児の地位をどう考えるかという問いは、哲学的、倫理的問いである。女性には自分の身体を自由にする権利があると主張するだけでは、この問いへの回答としては不十分であろう。英米圏においては、1970年代以後様々な形でこの問いが深められた<sup>41)</sup>。また、日本においても、胎児を「子殺し」と捉え、そのあり方を考察する思想が1970年代の女性運動（ウーマンリブ）の中に存在した<sup>42)</sup>。

今回紹介した三つのマニフェストには胎児をめぐる議論は見当たらない。一方で、中絶解放の是非をめぐることは、本稿で言及しきれなかった、あるいは十分に論じられなかったアクターが他にも多数いた。著名な三つのマニフェストが活気付けた運動の中で、諸アクターたちはどのような立場を取ったのか、どのような思想を練り上げたのか。フランスの中絶解放運動において、胎児の地位がどのように位置づけられたのかという新たに見えてきたこの問いについては、稿を改めて検討することとしたい。

附記 本稿は2019年度東京経済大学個人研究助成費（研究番号19-01）による研究成果の一部である。

## 注

- 1) 避妊解放運動については相澤（2018）、ヌヴィルト法については河合（2010）を参照せよ。ただし、ヌヴィルト法は不十分なものであり、成立後も避妊へのアクセス改善を求める運動は継続した。
- 2) 「意志に基づく妊娠の中絶（interruption volontaire de la grossesse, IVG）に関する1975年1月17日の法律」。成立に尽力した保健大臣シモーヌ・ヴェイユの名を冠して「ヴェイユ法」と通称される。

同法第4条では、「困窮状態（situation de détresse）にある妊娠した女性は医師に妊娠中絶を求めることができる。この中絶は、妊娠10週の終了以前にのみ、なされることができる。」と規定している。困窮状態に明確な定義は与えられておらず、妊娠する女性が決定することができる。ただし、中絶手術実施までに一定の手続き上の要件が課されている。

また、第5条では「治療を動機としてなされる中絶（interruption volontaire de la grossesse pratiquée pour motif thérapeutique）」として、妊娠の継続が母体の健康に害を及ぼす場合と、胎児が重い疾患を持つ可能性が高い場合はいつでも中絶可能された。

なお、日本とフランスでは妊娠週の数え方が異なる点に注意が必要である。フランスでは最

終月経開始日から二週間後を排卵日・受胎日とみなし、妊娠開始日とするのに対して、日本では最終月経開始日を妊娠開始日とみなす。それゆえ、日仏では妊娠週の数え方に2週間のずれが生じる。フランスで妊娠10週未満と言われる時、日本の数え方では妊娠12週未満ということになる。

また、「意志に基づく妊娠の中絶」の原語について、“*interruption volontaire de grossesse*”と定冠詞なしとすることが一般的であるが、ヴェイユ法では“*interruption volontaire de la grossesses*”と定冠詞付きである。

- 3) 避妊解放運動および中絶解放運動、そしてヴェイユ法の成立に至るまでの過程を紹介し、さらにヴェイユ法を検討した貴重な邦語文献として、上村(1988)が挙げられる。
- 4) 本稿執筆にあたり、フランス国立図書館に保管されているマイクロフィルムおよび雑誌本体を参照した。以下の翻訳は、初出時のテキストに基づく。
- 5) 1-1で見えるように、雑誌初出時のタイトルは「343人の女性たちの呼びかけ (*un appel*)」であった。本論では翻訳以外は、人口に膾炙した文書名「343人の女性たちのマニフェスト」を用いる。
- 6) 2で見えるように、雑誌初出時のタイトルは「252人の医師たち：中絶は自由であるべきだ！」であった。本論では翻訳以外は、人口に膾炙した文書名「252人の医師たちのマニフェスト」を用いる。
- 7) 3-3で見えるように、雑誌初出時のタイトルは「医師たちは『弾劾』する」であった。本論では翻訳以外は、人口に膾炙した文書名「330人の医師たちのマニフェスト」を用いる。また、史料によっては「331人の医師たちのマニフェスト」と表記されている場合があるが、ここでは雑誌初出にしたがって、330人とする。
- 8) 三つの文書いずれも同誌冒頭に掲載されている。同誌も強くコミットした企画であったことがうかがえる。
- 9) 翻訳に際して、「」は原文《 》、傍点部分は原文大文字、[ ] 内は相澤による補足とする。
- 10) MLFと繋がりがあった *Le Nouvel Observateur* 誌のジャーナリスト Nicole Muchnikによってこの文書の掲載が可能になったとされる。Fouquet (2008), p. 89.
- 11) 「ヤミ」の原語は“*clandestinité*”。この語には、単に違法であるだけでなく、隠れて行うという意味が含まれるため、「ヤミ」という表現を用いる。同じく中絶解放運動の中で頻出する語“*avortement clandestin*”には「ヤミ中絶」という語をあてる。
- 12) 上村(1988)は複数の資料をもとに1946年から1984年までに墮胎罪で有罪宣告を受けた人数をまとめている。それによれば、1970年の人数は340人である。当時中絶は秘密裏に行われていたわけで、これは妊婦が死亡した場合や告発があった時に認知された数値だとされる。(上村(1988), 36頁)中絶手術が健康上のリスクがあるもの、あるいは告発される恐れのあるものだと認識するに十分な数だと推測できる。
- 13) 詳細はPavard (2012a)を参照せよ。なお、相澤(2014)、相澤(2016)では同書の内容を紹介している。
- 14) 成立の経緯については当事者の間でも見解の差がある。MLFの歴史について、Fouque (2008)が詳しい資料となっている。

中絶解放運動の文脈においては、「中絶の自由のための運動 (*Mouvement pour la Liberté de l'Avortement, MLA*)」という団体名が併記されることもある。

- 15) 下線部は原文イタリック。以下同。
- 16) ここで念頭に置かれているのは、1810年の旧刑法317条および「中絶の教唆および避妊プロパガンダ教唆の抑制に関する1920年7月31日の法律」(Loi du 31 juillet 1920 réprimant la provocation à l'avortement et à la propagande anticonceptionnelle)である。この条文で、前者で中絶が、後者で中絶の教唆、中絶を肯定するプロパガンダがそれぞれ禁じられている。
- 17) 医師で国会議員のClaude Peyret (1925-1975)が、ド・ゴール主義保守政党「共和民主連合(Union des démocrates pour la République, U. D. R.)」の議員たちとともに1970年7月29日に国民議会に提出した法案。(1)母体に危険がある場合、(2)胎児に異常がある場合に妊娠中絶を認めるとする内容だった。法案のテキストは、Club du Nouvel Observateur (1974), p. 216に収録されている。中絶解放をめぐる出来事の年譜はDevreux et Ferrand-Picard (1983)を参照した。
- 18) 「国立中絶研究協会(Association Nationale pour l'Étude de l'Avortement, A. N. E. A)」は、「フランス家族計画運動Mouvement Français pour le Planning Familial, MFPPF」のメンバーの一部が設立した団体。同団体が1970年5月に国民議会に提出した法案は、(1)母体に危険がある場合、(2)胎児に異常がある場合、(3)強姦による妊娠の場合、(4)疾患や精神疾患のために十分に養育を行い得ないことが見込まれる場合に妊娠中絶を認めるとする内容だった。法案のテキストはClub du Nouvel Observateur (1974), pp. 215-216に収録されている。
- 19) Michel Debré (1912-1996)。妊娠中絶自由化に厳しく反対した政治家。
- 20) 上記ペイレ法案の起草者。
- 21) Jérôme Lejeune (1926-1994)。産婦人科医、研究者。ダウン症の研究で知られる。中絶自由化に反対の論客。
- 22) Paul Chauchard (1912-2003)。医師、研究者。1970年11月に設立された、フランスで初めての中絶自由化に反対する団体「生きさせろLaissez-les-vivre」の初代代表。同団体は現在もLaissez-les-vivre SOS Futures mèresという名前で活動を続けている。公式サイト：<http://laissezlesvivre.free.fr/index.htm> (2019年11月2日閲覧)
- 23) 上村(1988), 34-35頁。なお、上村によれば「このデクレ・ロワは[ナチス・ドイツから]解放後廃止され」たとある。とはいえ、ヴェイユ法以前に治療的中絶を「口実」に中絶を受けたという証言は複数存在するため、合法的に実施可能であったとは考えられる。戦後フランスにおける母体救命を理由とした治療的中絶の法的根拠については調べきれないため、今後の課題としたい。
- 24) 脚注2にあるように、治療的中絶はヴェイユ法で新たに定義しなおされた。なお、現在では「医学的中絶(interruption médicale de grossesse, IMG)」と呼ぶことが一般的である。フランスにおける治療的中絶および医学的中絶の倫理問題については、山本(2015)が詳しい。
- 25) ヴェイユはのちに以下のように回想している。

「私は、中絶を希望する女性の置かれた状況がそれを許可するにふさわしいかどうかを判断する委員会の設置は避けたかった。たとえ規制がかけられても、中絶するかどうかを決めるのは当事者の女性以外にありえなかった。助言を得ることも考える時間や中絶の影響についての正確な情報を得ることも必要だろう。しかし、決定するのは、言い換えれば苦境にあるかどうかを判断するのは、女性たち自身でなければならなかった。」(ヴェューユ(2011), 154頁)
- 26) 日本の遺棄罪に相当する。

- 27) Club du Nouvel Observateur (1971) は、週刊誌 *Le Nouvel Observateur* と同じ出版社から発行された季刊誌である。本号は「中絶白書」と題されており、I. 1971年当時の中絶の概況、II. 中絶合法化賛否についての8本の論考、III. 読者からの手紙、IV. 補遺として論考、中絶に関する世論調査の結果、そして中絶に関連する文書類が収録されている。とりわけ chap. II には、神学者、社会学者、また自由な中絶に反対する医師の論考が収録されており、当時の知識層における中絶の議論をたどることができる。
- 28) GIS (1974) は、GIS 設立から1973年までの活動を紹介、記録した冊子である。3-1の記述はこの冊子に基づく。
- 29) GIP の思想については、相澤 (2019) を参照せよ。
- 30) GIS が医師をはじめとする医療従事者だけを当事者と捉えていたわけではない。例えば、中絶問題を扱った小冊子『中絶をしよう！ (*Oui, nous avortons!*)』には、中絶をした女性たちの声も収録されている。GIS (1973), pp. 45-61.
- 31) 以下、カーマン法の詳細については、塚原 (2014), 第3章を参照した。同書は、中絶の歴史にカーマン法がもたらしたインパクトとともに、1970年代以後先進国で標準的な選択肢となった同方法による中絶が、日本でいまだに普及していない現状の問題を指摘している。
- 32) 全身麻酔のように意識を失うことがないため、女性自身が主体的に中絶に関われるようになると同時に女性のメンタルケアが重視される契機ともなった。塚原 (2014), 46頁。
- 33) 以下、中絶と避妊の自由のための委員会と GIS の関わりに関する記述は、Comité pour la liberté de l'avortement et de la contraception (1973) を参照した。
- 34) カーマン法の「発見」がフランスの中絶解放運動に与えた影響については Pavard (2012b) を参照せよ。
- 35) GIS も冊子『中絶をしよう！ (*Oui, nous avortons!*)』を出版し、その中でカーマン法のやり方を説明している。GIS (1973)。
- 36) ポピニー裁判は、1972年10月から11月にかけて行われた妊娠中絶をめぐる事件。17歳の少女マリ＝クレールが同級生に強姦され妊娠。母親が同僚を介して中絶を引き受ける女性を探し、そこで中絶処置を受けた。このことが明るみになり、少女本人、母親、同僚、中絶処置者が裁判にかけられた。少女は無罪、母親は執行猶予付罰金500フラン、中絶処置者を紹介した同僚は無罪、中絶処置者は執行猶予付禁固1年の判決が下った。この事件がメディアに大きく取り上げられ、中絶解放の世論を喚起することになった。裁判の詳細については、ショワジュール会 (1987) を参照せよ。
- また、被告の弁護を担当した弁護士ジゼル・アリミは、1971年7月シモーヌ・ド・ボーヴォワールと共に中絶解放運動グループ「女性の問題を選択する (*Choisir la cause des femmes*)」(*Choisir* や *Cause des femmes* と省略して表記されることもある) を設立した運動家でもあった。中絶めぐる彼女の考察はアリミ (1983) を参照せよ。
- 37) シモーヌ・ヴェイユは次のように回想している。
- 「はやく進めるべきだ。さもないと、ある朝あなたが保健省に着くと、MLACの連中が大臣室を占拠して、中絶手術をはじめなんてことにもなりかねない」。彼らの多く〔政権内部の男性たち〕がMLACの仕掛ける圧力を国家への正当化できない挑発と見ていた。ジスカール〔・デスタン大統領〕にとって、この側面が大きかった。彼は国家の権威を重視していたから、公的秩序がそのようにして問題にされることを不快に思っていた。」(ヴェーユ (2011), 147

頁)

- 38) Pavard (2012a) を参照せよ。
- 39) 相澤 (2018) を参照せよ。
- 40) 例えば、2015 年に社会政策・保健省と女性問題省が展開した中絶啓蒙キャンペーンでは、「私の身体, 私の選択, 私の権利 (Mon corps, mon choix, mon droit)」というキャッチコピーが使われた。https://solidarites-sante.gouv.fr/archives/archives-presse/archives-communiqués-de-presse/article/marisol-touraine-lance-une-campagne-d-information-sur-l-ivg (2019 年 11 月 10 日閲覧)
- 41) 詳細は江口 (2011) を参照せよ。
- 42) 萩野 (2008) 第 7 章, 特に 279-285 頁を参照せよ。

#### 一次文献

- Le Nouvel Observateur*, “Un appel de 343 femmes,” no. 334, le 5 avril 1971, pp. 5-6  
— “252 médecins: 《L’avortement doit être libre!》,” no. 338, le 3 mai 1971, pp. 8-9  
— “Des médecins 《s’accusent》,” no. 430, le 5 février 1973, pp. 4-5
- Club du Nouvel Observateur (1971) *Le livre blanc de l’avortement*
- Comité pour la liberté de l’avortement et de la contraception (1973) *Libérons l’avortement*, Éditions François maspero
- Groupe Information Santé (1973) *Oui, nous avorton!* (Bulletin spécial du Groupe Information Santé), Éditions Gît-le Cœur
- Groupe Information Santé (1974) *La médecine désordonnée -D’une lutte de l’avortement à la lutte pour la santé-*, Éditions solin

#### 二次文献

- 相澤伸依 (2014) 「資料紹介 フランス社会における避妊—1955 年から 1960 年—」『東京経済大学人文自然科学論集』135 号, 157-164 頁
- (2016) 「資料紹介フランス社会における避妊 (II) 1965 年から 1967 年」『東京経済大学人文自然科学論集』(138), 125-136 頁
- (2018) 「避妊を正当化する論理: 1960 年代フランスの避妊解放運動の場合」『東京経済大学人文自然科学論集』(142 号), 31-40 頁
- (2019) 「語りをめぐる暴力—ミシェル・フーコーと監獄情報グループの活動から—」飯野勝己・樋口浩造編『暴力をめぐる哲学』晃洋書房, 244-262 頁
- アリミ, ジゼール (1983) 『女性が自由を選ぶとき』福井美津子訳, 青山館
- 上村貞美 (1988) 「フランスの妊娠中絶法」『香川法学』8 (1), 1-64 頁
- ヴェーユ, シモーヌ (2011) 『シモーヌ・ヴェーユ回想録』石田久仁子訳, パドウィメンズオフィス
- 江口聡監訳 (2011) 『妊娠中絶の生命倫理』勁草書房
- 萩野美穂 (2008) 『「家族計画」への道—近代日本の生殖をめぐる政治』岩波書店



- 河合務 (2010) 「戦後フランスの出産奨励運動をめぐる状況変化に関する考察——「ニューヴィルト法」(1967年)の成立を手がかりとして——」『地域学論集 鳥取大学地域学部紀要』第六卷三号, 271-81頁
- ショワジュール会 (1987) 『妊娠中絶裁判——マリ・クレール事件の記録』みすず書房
- 塚原久美 (2014) 『中絶技術とリプロダクティヴ・ライツ：フェミニスト倫理の視点から』勁草書房
- 山本由美子 (2015) 『死産児になる フランスから読み解く「死にゆく胎児」と生命倫理』生活書院
- Fouque, Antoinette (dir.) (2008) *Génération MLF 1968-2008*, Édition Des femmes
- Pavard, Bibia (2012 a) *Si je veux quand je veux*, Presse universitaire de Rennes
- (2012 b) “Quand la pratique fait mouvement La méthode Karman dans les mobilisations pour l’avortement libre et gratuit (1972-1975)”, *Sociétés contemporaines* 85, pp. 43-63
- Devreux, Anne-Marie et Ferrand-Picard, Michèle (1982) “La loi sur l’avortement. Chronologie des événements et des prises de position,” *Revue française de sociologie* 23 (3), pp. 503-518
- Zancarini-Fournel, Michelle, Rochefort, Florence et Pavard, Bibia (2012) *Les lois Veil. Les événements fondateurs: Contraception 1974, IVG 1975*, Édition Armand Colin